

会 議 録

1 名 称	平成25年度第10回北九州市子ども・子育て会議
2 議 題	○ 子ども・子育て支援新制度の検討状況について ○ 「元気発進！子どもプラン」の次期計画の検討について
3 開催日時	平成26年2月18日（火）14：00～16：30
4 開催場所	北九州市立男女共同参画センター・ムーブ5階大セミナールーム （小倉北区大手町11-4）
5 出席した者の 氏名	出席委員（12名）（◎…会長、○…副会長）（敬称略・50音順） 内木場 豊 上別府 清隆 北野 久美 ○白澤 早苗 陣内 朋子 添田 重幸 ◎田中 信利 田中 眞弓 津留 小牧 錦戸 千晶 浜村 千鶴子 村上 順滋 出席専門委員（9名） 井上 功 木戸 義彦 黒木 八恵子 中田 俊澄 平田 久美子 星子 陽子 柳田 克喜 山本 文雄 渡邊 典子
6 議事の概要	次ページのとおり
7 発言内容	次ページのとおり
8 その他	傍聴者6名
9 問い合わせ先	子ども家庭局 子ども家庭政策課 子ども・子育て新制度準備担当 （担当）村上、立石 電話番号 093-582-2550

会 議 録

6 議事の概要

- 子ども・子育て支援新制度における「確認制度」、「保育の必要性の認定」、「幼保連携型認定こども園の認可基準」、「放課後児童クラブの設備、運営に関する基準」について、資料1に基づき事務局より説明し、質疑・意見交換を行った。
- 施策7 幼児期の学校教育・保育の提供について、資料2に基づき事務局より説明し、質疑・意見交換を行った。
- 施策3 放課後児童クラブについて、資料3に基づき事務局より説明し、質疑・意見交換を行った。

7 発言内容

発言者	内 容
	<p>【開会】14:00</p> <p>○ 会議成立の報告</p>
	<p>【議事】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>子ども・子育て支援新制度における「確認制度」、「保育の必要性の認定」、「幼保連携型認定こども園の認可基準」、「放課後児童クラブの設備、運営に関する基準」について、資料1に基づき事務局より説明</p> </div>
会長	<p>それでは、事務局から説明があった4つの項目について、各委員より質問を承りたい。</p>
委員	<p>保育の区分について説明があった。保育短時間は、月に48時間以上の就労であったか、これは1日8時間以下の利用ということであるが、「8時間まで利用が可能だから、私はフルに利用したい」という方がいた場合は、断ることはできるのか。「あなたはそんなに就労していないでしょう」と。</p>
事務局	<p>それは、先ほど説明した保育短時間の要件に合っていないければ、そういうことになると思う。</p>
委員	<p>要件には合っている。48時間まで働いて、毎日8時間子どもを預けて、例えば、預けたほうが楽だからとかいう、そういう理由の場合、「あなたは働いている時間は48時間だから、もう少し子ども一緒にいらっしゃったほうがいいと思います」と、施設側が断ることは可能なのか。</p>
事務局	<p>それは、原則は断れないと思う。</p>

会 議 録

委員	<p>今の時間についてもそうだが、これは国の考えである。先ほどから市町村の実情に合わせて条例を制定という話が、他の項目でもあった。市としては、例えば、先ほど説明の中で、実体に応じて必要範囲内を使うであろうという国の子ども・子育て会議の附帯意見がついたということ。それから、保護者の良識の範囲内で使うであろうというような大枠があったので、市の中では、では、「最低限はこうしましょう。あるいは最高な時間はこうしましょう」ということが、例えばこの会議などで決められれば、それで有りということになるのか。</p> <p>それは、今のところ、北九州市は1ヶ月60時間以上となっている。これが48時間となると、実際、1日2時間働けば保育園に入ることが可能ということになる。しかし、そもそもこれは、待機児解消のためだったはずで、「1日2時間働けば保育所に入れるのだ。そして、実体に応じて必要な範囲内で使えて、それが最低8時間なのだから」、村上委員の意見のように、「8時間、私は預けたいから、2時間働いて8時間しっかり預けたい」という場合、断るというよりは、その使い方でのいいのか、そういったものが市の中で決められるのか。</p> <p>これは、あくまでも国が示しているものであり、この会議が計画の中にそれを盛り込めば、短時間の考え方は48時間とはなるが、良識に応じた部分を線引きしようことに関しての見通しはあるのか。</p>
事務局	<p>区分とか時間については、先ほど説明したように、委員の発言のとおり、地域の実情を踏まえて、市で定めるようになっている。下限が現状では60時間であり、それをどうするかといったことも含めて、これからの検討となる。</p>
会長	<p>今の時間をどう考えるかというのは、かなりデリケートな部分であるが、ある程度の時期までに結論というか、判断するとき、やはりそのポイントなどを明確に示してもらわないといけないのではないかと思う。</p> <p>少し伺いたいが、誰が判断するのか。結局、設置者が判断していいのか。それとも、市がある程度方向性を示して、「設置者は、市がこう言ったから、あなたの働いている時間はこれだからこうですよ」というふうに、つまりその責任の主体というのか、設置者のほうにもある程度裁量権はあるのか。あくまでも市の基準に基づいて、もう一律に決まってしまうのか。その辺のところはどうもはっきりしないので、ここで答えを出してもらいたいと思う。今日、結論を出すということではなくて、この後も、子どもプランでも保育の内容に関して議論するので、この後でも構わないし、後日でも構わないが、その辺のところはどうなっているのか。繰り返して言うと、誰がその辺のところを判断するのかというところが、どういう基準に基づいて判断するのかがちょっと明確ではないので、それを示してもらわないと、議論のしようがないのかなという感じがする。</p>

会 議 録

事務局	しっかり確認して、次回回答させていただきたい。
田中会長	では、次回までによろしく願います。
委員	今のところで少し教えていただきたいのが、例えば、認定されて48時間労働だったパートの方が、年度の途中で正社員になった場合は、年度途中の切り替えでも、月最大275時間というのは利用できるのか。
事務局	正直申し上げて、あまり細かい事例に則した想定は、まだやれていない状況であり、答えが今すぐに見つからない状態である。
会長	その点も、また次回ということ。いろいろなバリエーションに対してどこまで答えられるか、そういったものの判断材料がないのかもしれない。
事務局	基本的には、要は就労の実体に合わせてということになると思う。ただ、逆に長時間利用されていた方が、短時間認定になったからといって、「明日からあなた8時間ですよ」という話はしないようにということで、確か県からそのような意見が出ていたと思う。それを具体的に細かく決めるという話は、ここでは何とも言えないところがあるが、そういうこともきちんと配慮ながら実施していくということが、国で検討されているところある。
専門委員	保育の必要性の認定についてである。正確に聞き取れなかったのかもしれないが、新制度における保育の必要性、資料1のスライドの3枚目で、⑥と⑨は、運用上、今までの保育に欠けるというような認定がなされていたという説明だったと思う。そうすると、⑨の虐待やDVの恐れがあるケースは、今までは保育に欠ける理由としては、運用上も存在しなかったということか。新制度でこれが入ったということであれば、その趣旨と、どういう場合を想定されているのか。あと、虐待やDVの恐れがあるということをどのように証明して認定するのか。その資料、そういうところについてどれくらい議論が進んでいるのか。もし分かれば教えていただきたい。
事務局	⑧虐待・DVについては、現行上、自治体の判断によって広く認められている部分であり、本市においても保育に欠ける事由にして、認めているところである。 証明とは、虐待とかDVの事実の証拠、保証みたいなことか。

会 議 録

専門委員	<p>どういうケースの場合に、「虐待やDVの恐れがあるから擁護の必要性がある」というふうな認定をされているのかと。虐待・DVの恐れがあるということを自己申告でよいのか。例えば、「配偶者暴力センターのほうに相談に行った」とか、「お子さんが子ども総合センターのほうで何か相談を受けて、それでそういう相談をしましたよ」とか、そういう資料が必要なのかなど運用の状況を教えていただきたい。</p>
事務局	<p>今の話にもあったが、子ども総合センターなど、そういった所の情報に基づいて判断しているということである。</p>
会長	<p>資料1のスライド11の「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会報告書の概要」について説明を受けたが、この点に関しては、後ほどの次期計画策定の施策「放課後児童クラブ」と関連するので確認する。そこに報告書の概要が1～7までであるが、既に北九州市でここに挙げられている基準を満たしているものは、どれなのか。</p> <p>例えば、1はその資格を持っている人が全ての放課後児童クラブにいるのかどうなのか。2の職員配置は、全て満たしているのかどうなのか。3の員数では、児童の人数に関してどうなのか。こういうところをクリアしているかどうかということも踏まえた上で、この後の次期計画についても検討していきたいと思う。現時点での、この報告書に関しての北九州市の現状を教えてください。</p>
事務局	<p>まず、指導員の水準、従事者の資格の部分である。今回、国が示しているのは、保育士等の資格を持ちつつ、なおかつ県が実施を想定している研修を受講するという2つの条件を満たした場合に、有資格者と認められている。現在のところ、国がガイドラインで示しているのは、保育士等の資格を持っている方という部分だけであり、少しレベルが上がったというか、研修がプラスアルファされたところである。</p> <p>現在、クラブで保育士や教諭の資格を持っている方は、指導員クラスで約7割である。これはほぼ全国レベルであると理解していただいてよいと思う。</p> <p>それから、職員の配置である。これについては、今、例えば「20人以下の場合は指導員1人、21人～40人の場合は2名、41人～60人までは3名を付ける」ということで、各クラブにお願いをしている。今回、国は「40人を1つのくくりとして、最低2人は付けなさい」ということであり、少し今の基準とは異なっている。したがって、国の基準を当てはめたときに、クラブによっては指導員を少し増やさないといけないというクラブも出てくる可能性はある。</p> <p>それから、クラブの規模については40人までということで、今回、国の専</p>

会 議 録

会長	<p>門委員会から示されている。現在、市では、クラブの分割という部分では、70人を超えた場合に分割するという考え方を取っているの、基本的には70人までは1つのクラブという考え方を持っている。その辺は、少し国のほうが、今回レベルアップした基準を示したような形になっている。</p> <p>それから、施設の1人当たりの生活スペースは1.65㎡。これについては、これまでの国のガイドラインの基準と変わっていない。この部分については、市では、今現在、条件はクリアしていると思っている。</p> <p>それから、開所日数といったところも、特に今回、開所時間については、新たに具体的な数字が出てきているが、基本的に今の北九州市の放課後児童クラブのレベルの範囲内のものだと理解していいと思う。</p> <p>その他の基準については、「特にあらためて国のほうでガイドラインを見直して、これまでよりも手厚い内容となっている。各自治体のほうで災害対策等について、それぞれ条例なり要綱なりで対応していきなさい」ということで、これまでにないものが若干含まれている。</p>
事務局	<p>はい。</p>
会長	<p>ということは、やはり、2、3辺りは少し手直ししないといけないということになるとうことでよいか。</p>
事務局	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">施策7 幼児期の学校教育・保育の提供について、資料2に基づき事務局より説明</p> </div> <p>事前に質問のあった「子育て支援総合コーディネーター」と「子育て支援コンシェルジュ」の違いについて説明する。</p> <p>まず、子育て支援総合コーディネーターは、子育て支援策の1つである。子育て中の親には、孤立感、不安感、負担感、ストレスを感じている人が非常に増えてきていることを受けて、子育て中の親を支援するために、平成17年にAIMの中にある子育てふれあい交流プラザ、こちらに「ぴあちゅーれ」を設置し、子育て支援総合コーディネーター事業を開始している。常勤のコーディネーターが3名いる。事業内容は、子育てに悩む保護者との面接や電話などの相談、それから相談者と関係者との橋渡しを行うコーディネート、また育児講座の開催や情報紙の発行などを行っている。</p>

会 議 録

	<p>一方で、子育て支援コンシェルジュは、待機児童対策の一環と考えている。待機児童の解消のために、利用者が、自分の家庭に一番ふさわしいサービスを円滑に利用できるようにきめ細かい調整が必要である。現在、区役所では保育所入所調整に当たって、第1希望の保育所に入れなかった場合は、第2希望、第3希望の保育所を紹介するとか、希望以外のところを紹介するといった調整を行ったり、加えて、入所待ちをしている間に一時保育や家庭保育園など、さまざまな保育サービスを利用できるように調整したりしている。しかし、非常に保育ニーズが多様化しているということや、入所の希望者が増加しているという傾向があり、現在の区役所の窓口体制では必ずしも十分に対応できている状況にはないということがある。</p> <p>それらに対応するため、26年度から新たに子育て支援コンシェルジュという名前で、各区役所の保育所の入所窓口にも1名を配置して、これまでの保育所サービスの情報提供だけではなくて、新制度をにらんで、幼稚園、認定こども園、あるいは一時預かりといったようなさまざまなサービスも紹介、調整して、円滑な入所につなげていきたい。これが子育て支援コンシェルジュである。時期は、26年度の8月ぐらいから窓口のほうに配置したいと考えている。</p>
<p>会長</p>	<p>事務局から説明のあった、次期計画の施策「幼児期の学校教育・保育の提供」について、議論をしていきたい。</p> <p>今、担当課から、コーディネーターとコンシェルジュの違いに関して説明があったが、質問された委員は、何か補足や追加意見などがあるか。</p>
<p>専門委員</p>	<p>説明で私は分かったが、市民感覚でいえば名前が非常に分かりにくい。私たちも、どういうふうに内容が違うのかとよく言われるので、コンシェルジュという名前はかっこいいが、どうしてこの名前にしたのかなというところもあったので、質問した。</p>
<p>事務局</p>	<p>まず「子育て支援」という言葉が、コーディネーターとコンシェルジュでかぶっているというところが、1つあると思う。もともと先行する自治体、例えば横浜市では、「保育コンシェルジュ」という言い方をしているが、新制度になると保育だけではなく。幼稚園とか、認定こども園も含めていろいろなところを紹介していくに当たっては、保育と言うと誤解が生じるだろうということで「子育て支援」とした。しかし、そうすると今度は広がり過ぎて何でもありみたいになってしまうので、今、『仮称』としている。名称がこれでいいのかどうかということは、また考えたい。</p> <p>「コンシェルジュ」というのは、案内人などの意味のフランス語である。先行する自治体、横浜市とかかなり多くの政令市で、既にコンシェルジュを使っていることもあり、それに倣って付けさせていただいている。</p>

会 議 録

会長	<p>大事なのは、今意見があったように、市民が分かるようにしなければいけないということ。いろいろな横文字が使われると、どこに行けばいいのか分からない。だから、いわゆるよろず相談で、まずここに行けばきちんとした説明とか、情報提供とかもらえますよというところを示すことが大切。このコーディネーターとコンシェルジュにそれぞれ行っても、「あっ、その話はコンシェルジュの人がきちっと対応してくれます」という横の連携ができていないかどうか。それぞれ専門性の特化も必要だが、そういったグローバルな、いわゆる一般化された専門的常識を皆さんが持っていて、それを適切にユーザーに対して返せるような、そういったシステムを提供してもらいたいと、ひとつ私からお願したい。</p>
専門委員	<p>今の保育コンシェルジュの件であるが、横浜等で行われているコンシェルジュというのは、大変機能しているというふうに聞いている。ものすごくよいことだと思っている。横浜等は、この間テレビで見たときは、各園を回って、ここの幼稚園はこういう文化だとか、ここの保育園はこんな感じとか調べて、その方の働き具合に応じたような形の施設を紹介していたというものが、報道されていた。北九州市もコンシェルジュを設置するのであれば、大変とは思いますが、各園の特徴とかそういうふうなものを、しっかり既存の施設等を調べて、また制度等もしっかり把握していただいて運用をしていただけたらと思う。</p>
事務局	<p>我々はこの事業を予算要求するに当たって、先行自治体、横浜市をはじめとして3つほど調査をしており、うまくいった例を参考にしていこうと思っている。保育所以外の幼稚園等の状況についても、コンシェルジュが情報収集を自らやっていくということも想定している。ただ、各区1人ということで、どこまで手が回るか分からないが、そういったところを視野に入れながら頑張っていきたいと思う。</p>
専門委員	<p>先ほどの国から示された文言の中で、認定こども園法の改正ということが、こういう動きがあることが示されており、今から北九州市としてもこれを鑑みて、いろいろと市としての考え方ということを示していくと思う。結局、時代のニーズで認定こども園ということが必要になってきているとしたら、直営の保育所や市立の幼稚園というものがその役割を、ここの中でもいろいろと変化していくと書かれてあるが、例えばそのモデル的なものを、まず直営の認定こども園をやってみるとか。要は、各地域で中核となる園というのがやはり必要なわけである。そうした場合に、例えば総合療育センターの地域支援室の保育士なんかは保育所団体に行かせてもらっていると思うが、発達障害とか障害の子どもたちに対しては専門ではあるが、保育所の文化や、何十人の子どもさん</p>

会 議 録

事務局	<p>を見ていくというところは、やはりその場でずっと長年やっている方のほうがエキスパートだと思う。そういう中核的なセンターとしての機能を持たせるとか、そういう発想が市にはないのか伺いたい。</p> <p>直営保育所と北九州市立の幼稚園、認定こども園、自治体の先取りをということであるが、そこについての議論は今のところまだしていない。直営保育所に関していえば、ここに記載しているように、施設の老朽化とかいうこともあり、まず再編をやっていきたい。その中で障害児の受け入れを行うとかの機能強化について、取り組んでいきたいと考えている状況である。</p>
事務局	<p>公立幼稚園は、市の行革のほうからも研究実践園としての必要性を認めるということで、現在、教育委員会の内部で研究実践、具体的にどのようなことをするのかというような内容について検討を重ねているところである。方向性としては、近年、子どもの育ちに対して、例えば基本的な生活習慣だとか、いろいろ育ちの部分での課題が指摘されたり、またいわゆる特別な教育に配慮を要する子どもたちが増えたりするなど、現状に鑑みて、どういった研究実践ができるのかなど。</p> <p>公立幼稚園は、実は市内の全体の幼稚園児の2.4%ほどしか在園児がいない。まさに公立幼稚園で蓄積したそのような研究成果を、私立の幼稚園や保育所、認定こども園に発信していくことにより、今後、幼児教育の一部を担っていくのかなと考えている。</p> <p>なお、具体的な、例えばどこの園でどういった研究内容をするのかといったようなことについては、今後、研究実践内容を検討したあと、来年度以降にさらに検討していきたいと考えている。</p>
事務局	<p>認定こども園については、今回、新しい制度の中で認定こども園についての普及を進めるという形になっている。当然、例えば幼稚園からの移行等については先ほども説明したように特例措置があったり、それと認定こども園に関しても、今回、一部運営費の補助を出したりということ考えている。</p> <p>ちなみに、公立の認定こども園については、今のところまだそこまでの検討はしていない状況である。ただ、国の方針に沿って認定こども園の普及を進めるという部分で、しっかりとした支援をしていければと思っている。</p>
専門委員	<p>公立の幼稚園の件だが、今、公立の幼稚園は園児数等も少ないと聞いている。私は集団的な中での幼児教育というのが幼稚園教育だと思っているが、市の考える幼児教育では、何名から集団というふうに考えているのか。</p> <p>それから、今の公立の幼稚園、1学年当たりの人数が非常に少ないと聞いている。先ほどの話では先進的な教育を行っているという説明であったが、本当</p>

会 議 録

事務局	<p>にそれができるのか。</p> <p>また最近、脳科学などが大分発達してきて、幼児期に伸びる能力、この部分が伸びるとか、科学的にも証明されてきている部分がある。そういう部分に対して、公立幼稚園は今、実践、教育研究をされているのか。そのような北九州の幼児教育、集団的な幼稚園的な教育の見本となる教育ができていのかというの、自分自身の思いである。それをするにしても、今の公立の幼稚園の園数は多いのではないかなと思っている。まず、人数等をお聞かせいただきたい。</p> <p>公立幼稚園は8園で、今1園あたり30人、40人の園児数である。中には17人という所もあるが、総数として300人強の園児がいる。</p> <p>研究実践機能については、公立の役割として質の高い教育ということで、幼児期の中の学びについて研究している。体験活動の中にたくさんの学びがある。それが小学校教育につながっていくということで、文科省の研究委託を受けて、今、成果をまとめている。国の教育要領に沿ったスタンダードな教育というところで、公立幼稚園の機能を発揮していきたいと思い、研究に取り組んでいるところである。</p>
事務局	<p>今、指導部から現状についての説明があったが補足をする。教育委員会としては、定員の充足率でいくと5割を若干切るような状況であり、1学年35人が定員なので、20人を切るような状況である。確かに中田委員の意見のように、研究実践をするにはある程度の規模の確保が必要かとは思っている。その点については、教育委員会としても、園児の確保等、努力をしなければいけない部分もあるし、また逆に、研究実践を行うに当たって、現行の8園体制のままでもいいのか、この8園体制ではなくて研究実践に絞ってやっていくのであれば、もう少しスリム化等も含めたところで、今後検討していきたいと考えている状況である。</p>
会長	<p>保育所、幼稚園等は今後、研究・研修の拠点として各自治体の中で位置付けられると思うが、そういったところをある程度明確に押し出し、方向性を示しながら進んでいってほしいと、個人的に考えている。</p>
専門委員	<p>2つあるが、最初、会長が言われているように、ワンストップにすべきだと思う。そういう悩みがある方が来られたら、全てそこで対応できる形にしないと、コーディネーターとか、言われても全然分からないので、そこに来たらそれで終わりという格好にすべきだと思う。</p> <p>もう1つは、発達障害の、もともと障害のある子どもに対しては、やはりある程度固定した形で保健師を付けて、その保健師はその子どもをずっと見てい</p>

会 議 録

委員	<p>くと。その子どものことは何でも知っているという格好に、できれば理想的にはしていただきたいと思っている。そして何年も見ていけば、どうすれば一番いいか、どこが一番合っているかはその保健師が分かる。そういうような方を各区役所でもきちんと置かれるようにしていただければ助かると思う。</p> <p>保育サービス、就学前教育が1つになった、施策「幼児期の学校教育・保育の提供」というところは当事者であり、いろいろな思いがある。</p> <p>それと、もう1点、皆さんに分かっていただきたいのは、そもそも国がこれに本気を入れたのはなぜかというのは、待機児解消というところにあると思う。もちろん、少子高齢化ということが相まっているし、待機児解消というのがベースにあるというのを踏まえた上でいろいろなことを議論していただきたい。同時に、もう1つ、少子高齢化で、この待機児が何十年も続くことではないということも念頭に入れた上でのプランでなければならないと思っている。そういったこともベースに踏まえた上で発言させていただく。</p> <p>まずは、事務局からも説明があったように、これはかなり交ぜ書きである。国が示している順番でいくと認定こども園、幼稚園、保育所だということで、そういうことを書いたと言われた。ただし、保幼小連携については、この保幼小連携推進事業に取り組んだときから、保育所、幼稚園、小学校という年齢の順番でいったということもあって、この経過を踏まえ「保幼小」は「保幼小」のままいくという説明があった。</p> <p>だが、なぜ北九州市が、国が示す「幼保小連携推進」を「保幼小連携推進」事業という名前に持ってきて、それから以降も保育所・幼稚園・認定こども園、あるいは保育所・幼稚園・小学校という書きぶりにしたのかという、そもそものことを考えていただければ、これは全体を通して交ぜ書きとなっている。認定こども園が先に来ているところ、幼稚園が先に来ているところ、保育所が先に来ているところ、ばらばらな書きぶりである。</p> <p>であれば、これは北九州市の「元気発進！子どもプラン」なのであり、保育所・幼稚園・認定こども園・小学校という順番でいってもおかしくないのではないかなというふうに、まずは1つ思う。ばらばらな書きぶりだと、何となく「その項目は、この軸足でいきます」というような誤解を招きかねないので、書きぶりの統一をされてはいかかと思う。</p> <p>次は質問である。「保育の量の確保」という場合の「保育」と、「教育・保育の質の向上」の「保育」、これはどのような使い分けをされているのか。そもそも幼稚園でも「幼児を保育し」という言葉になっている。もちろん「初めて出会う学校」という使い方もあるが、子どもたちの教育、すなわち養護と教育が一体化したところ、「保育」という言葉を大切に扱ってほしいという思いがある。この「保育の量の確保」という書きぶりの「保育」の部分と、「教育・保育の質の向上」の「保育」と、どういうふうに分けて考えているのか。こう</p>
----	--

会 議 録

というふうに計画を立てられているのか。というのは、「量の確保」といったところの「保育」と、それから「質の向上」という「保育」、どういうふうに考えているのかが1つ。

それから、量の確保のところでは小規模保育運営支援事業がある。3歳未満の保育ニーズに対応するため、小規模保育事業を実施する保育所・幼稚園等に対し運営費の一部を助成するという書きぶりになっている。

これは今、市が進めようとしている小規模保育事業のことか、それとも新たに小規模保育事業を実施する所に対して助成をするということなのか。あるいは3歳未満児の保育ニーズに対応したいから、その保育所や幼稚園が3歳未満児を入れた。ところで、3歳以上になったときにその受け皿をどういうふうに確保するのかというようなことも併せて考えた上で、これを推進しようとしているのか、ということ。

次に、認定こども園の園数、目標、増加であるが、これはプランであるので、具体的に何力所というようなお考えがあるのか。

また、右側のところで人材確保とある。この人材確保、保育士等の人材確保ということと、後々も出てくる、再就職であるとか、保育士養成、卒業の学生を対象にということだが、左側の現状では、一部の地域で年度後半にかけて待機が生じている。しかし、定員を満たしていないにもかかわらず、保育士が確保できないから新たな児童を受け入れられないということが、これは本当に現実である。

子どもを受け入れたくても、保育士がいらないから受け入れることができないという現状を市は分かっているながら、小規模で3歳未満児を掘り起こす。あるいは先ほどの時間のことのように、短時間であっても待っている。掘り起こして入所を受け入れるといったときに一番ネックになるのが、この人材確保である。この人材確保を本気で考えているのか。これは確保することによって、養成についてはどうして少ないのか。どうして保育士のなり手がいないのかという原因を解明しようとするところがない。

足りないから増やすと言っているが、なぜ足りないかという議論がされないものだから、増えるはずがなく、増えなければ当然どういう手立てを、箱物をつくったとしても、受け入れることができない。ますます私たちは、本当に受け入れたいが、人が受け入れられないような状態をつくってしまうのがつらい。

また、「病気の子どものために仕事を休める体制と、病気の子どもの預かる仕組みの両方を確立することが必要」という課題が示されている。では具体的な取り組みに、病児・病後児保育事業というのはあるが、「病気の子どものために仕事を休める体制」というのは、いったいどういったところで具体的な取り組みに反映させるのか、目標をどういったところに持っていくのかというようなことが薄いような気がする。

会 議 録

会長	<p>続けて、あと、「土日に利用したい」というところや、「仕事をして働きたい」というところだけは数字が出てきている。あとのところは別に数字が、パーセンテージが出てきているわけではなく、ニーズ調査がどう反映しているかというのは出ているが、土日・祝日に利用したいとか、そういうところの数字は出ている。であるが、この日曜・祝日に利用した子どもたちの休みの確保はどうなっているのかとか、そういったことの追跡調査までは至っていないと思う。365日、子どもたちは保育園や、あるいはそういったところで保育を受け、親たちは、代わりのお休みがあるので、お休みをしている。となると、近年、子どもの育ちが変化して、規範意識がないとか基本的な生活の欠如であるとか、コミュニケーション能力が不足しているという現状があるにもかかわらず、親と子を引き離してしまうような施策を続けていくというのはどうなのかとったりする。</p> <p>また、先ほどの説明の中で、「保護者の良識」という言葉があった。それに問うて、短時間や長時間とはいえ、そんな8時間丸々使うようなことはないのではないかということがあったが、でも一方で、保護者についても育児不安、子育て力の低下、支援の必要な保護者が増えているという現状も認識されているわけである。であれば、先ほど会長の意見のとおり、どこかで歯止めを、どこかで線引きするような、そのシステムをきちんと構築しなければ、親育て・子育て、親育ち・子育ての部分が保障できなくなるのではないかなと思う。</p> <p>こうやって現状を認識されているわけである。しかし、使い方によったら「良識に依じて」とかいう言葉になると、とても混乱するのは現場であるし、もっと混乱するのは子どもたちである。やはりその中で預けられっ放しになる子どもを防ぐ、あるいは親が親になっていく機会を失わせることがないようにする、そういったこともどこかの責任でやらなければいけないのではないかなと思ったときに、これは全部対症療法で、「なぜなんだろう」という部分と、「では、それを解消するために」という部分がすごく薄い気がする。</p> <p>全てここで、今、委員が発言されたことに関して事務局が答弁すべきというものではなくて、委員の意見を踏まえて、今後、検討課題に組み込んでいくということで、この会議を進めたい。</p> <p>幾つか質問が出ていたので、質問に関して、この会議で答えられるものは答える。あるいは、また次回に持ち越しても構わないが、幾つか気になる点があった。</p> <p>まず、表記順が統一されていないということについては、前回も同じように、意図があるのか、どうかという言葉を使ったが、この辺で、本当は統一する必要があるのではないのかという意味で、委員は発言されていると思う。その点について、表記に関しての事務局の考えはあるか。</p>
----	---

会 議 録

事務局	<p>表記順については、委員のご意見のとおり、いろいろな考え方もあると思う。過去、詳細は分からないが、いわゆる「保幼小」というような形で名前が使われたというのも分かっている。それについても、保育課とも協議はした。その中で、今後、基本指針等に基づいて施策を進めていくということからすれば、やはり、基本指針には「認定こども園、幼稚園及び保育所」というような順番で書いている部分も確かにあるので、できたらそういう形でさせていただきたい。</p> <p>少なくとも、その並び順が施設の優劣をつけるわけでもないし、認定こども園にしても、幼稚園にしても、保育所についても、子どもの育ちを支えるという部分では非常に重要な施設であり、我々は等しく扱っていきたいと考えている。できれば、基本的にはこの並び。ただ、事業の中身によっては、どうしても認定こども園が主になったりとか、保育所が主になったりとかいう部分はあると思う。その辺のところは、事業の中身を踏まえながら説明するところはあるにしても、基本は、いわゆる基本指針の並びの中で対応させていただきたいと考えている。ご意見はあるところだと思うが、そう考えている。</p>
会長	<p>もう1つ施策を議論しなければいけないので、全ての質問に関して事務局からこの時点で答弁を求めるのは難しいと思う。北野委員の発言は、結局、保育のサービスとはいったい何なのかという本質的なところを押さえずに、どうも場当たりの対応で、本質的なところをもう少し突っ込んで考えてもらいたい。例えば、保育士の数に関しても、なぜ保育士がなかなか獲得できないのか。それは行政の問題、結局、その背景には保育士になりたいということを目指す学生が少ない。なぜなのかと。それどころではないとか、人件費の問題とか、いろいろな問題がある。そういったところで、ただ単に足りないから増やせばいいとかではなくて、どうやったら保育士の養成校に受験生が入っていくのかということもやはり想定してもらいたいというような、そういったニュアンスではないかと思う。</p> <p>だから、もう少し本質的に、ここが困っているから、取りあえずここをしのぐのではなくて、もっと根幹の効果を考えた上での施策をやってもらいたいということが、現場からの訴えとして、幾つかの項目に分かれて、質問として提示されていると思う。</p> <p>そういうところで、一つ一つここで議論をすることは、ちょっと時間的にできないので、そういったところの、対症療法ではなくて根治療法というか、そういったところからもう一回煮詰め直してもらいたいということで、官庁の意向も併せて、委員の発言を検討していただきたいと思う。</p>
委員	<p>1つだけ、「保育の量」の保育と、「教育・保育」の保育というものの考え方、これはやはり整理していただかないと、今後も出てくる問題であり、それから、</p>

会 議 録

委員	<p>今後も結局繰り返さなければならないようなことになっていくと思うが、委員はどう思われるか。</p> <p>言葉の定義があやふやなままでしたもので、最初に言って、「うん、まあ、しょうがないな」という感じになってしまったから。そうですね。</p>
委員	<p>今すぐでなくても構わないが、一応、そういうことが議論に挙がっているということ。それから、交ぜ書きの順番も、今、事務局の答えがあったが、等しく重要と思っているのであるならば、ならば簡単である。「保幼小」に北九州がしたのだから、全国ではなく、合わせるのではなく、保幼小というふうに北九州が考えて、そうやって決めて、やってきた歴史があるのであるから、等しく重要であるならば、そのように並べても構わないということになりはしないか。その施策の中で重要なものは、もちろん幼稚園側のことは幼稚園が出てくるだろう。保育所側は保育園が出てくるだろう。認定こども園の場合は認定こども園が出てくるだろう。だが、全てにおいて交ぜ書きになっていて見にくいのであれば、等しく重要であるならば、保幼小に合わせたように、北九州は全て保幼小に合わせるという決断をしてもよろしいのではないかと考えるが、いかがか。</p>
会長	<p>その辺の表記に関しては、また事務局のほうで検討してもらってよいか。</p>
事務局	<p>しっかり中で検討させていただく。ちなみに、「保育の量の確保」と「教育・保育の質の向上」については、これは国が作っている資料の中で、「現状の中で保育の量的拡大・確保を図る」、あるいは、「教育・保育の質的改善を図る」というような表記がされている。保育の量的拡大というのは、保育については待機児童もろもろ発生している。その保育の中身というのは、これまでも議論になっているように、教育と養護を示すと考える。教育・保育の質の改善というのは、幼児期の学校教育・保育という言葉の意味合いで使っているものである。</p>
専門委員	<p>先ほどの、保幼小とか認定こども園とかの件なのですけれど、多分、国としては認定こども園を推奨して、認定こども園になってほしいということで、認定こども園が一番最初になっているのかなと自分は考えている。別に、どちらでもいいとは思いますが。</p> <p>それと、保育士不足、保育士不足とあるが、同じように幼稚園教諭も不足している。今、うちの幼稚園も、来年4月に向けて2人辞めるということになっているが、集まらないような状況である。幼稚園教諭も、結局は、保育士と同じ学校に行った生徒が幼稚園に行ったり、保育所に行ったりしている。今後、</p>

会 議 録

	<p>これは平成 27 年度以降の新制度についての検討のプランなので、幼稚園教諭の人材確保等も考えていただけたら。やはり、うちなどでも新しい保育ということにするにしても、本園の幼稚園部分の先生がいなかったら、なかなか、預かり保育等、長時間預かったりができないので、検討していただきたい。</p>
<p>事務局</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">施策 3 放課後児童クラブについて、資料 3 に基づき事務局より説明し、質疑・意見交換を行った。</p> </div> <p>事前質問についてお答えする。まず、資料 6 整理 No.2、北九州市も 40 人で分割をするかという質問である。今回の報告書では、児童の集団の規模については、おおむね 40 人までが適当としているが、一方では、大規模クラブも少なからず存在している実態、あるいは、利用児童数が増加傾向にあるということ配慮して、分割して運営する方向により難しい場合には、1 つのクラブの中で複数の児童の集団に分けて対応するという方法も有り得ると書かれている。したがって、40 人で分割ということは、この報告書には書いていないと理解しているが、どちらにしても、今年度中にこの報告書を受けて、国が基準を示すことになっている。市としては、この国の基準を見まして、今後の対応を検討していくことになると考えている。</p> <p>それから、整理 No.3、開設時間のさらなる延長とあるが、放課後何時までを考えているのかという質問である。現在、国が小 1 の壁の解消を目指しているので、市としては、保育所の閉所時間というのが 1 つの目安になると考えている。併せて、長期休暇あるいは土曜日の開設時間も含めて、市民アンケートの結果、あるいは関係者の意見を参考にしながら、検討していくことになると考えている。</p> <p>それから、整理 No.4、北九州市はどのような研修内容で資格認定をするのかという質問である。これについては、早ければ今年の夏ごろに、国のほうから研修の概要について示されるという情報もある。ちなみに、報告書の中に書いてあるのは、クラブの指導員と児童厚生施設の職員とでは、求められる知識とか職務の内容が異なってくるので、クラブの指導員については、例えば、基本的生活習慣の習得の援助であるとか、子どもたちの自立に向けた支援であるとか、あるいは、家庭と連携した生活支援などに必要な知識、技能を補完するための研修、こういったものを制度化すべきではないかとの意見が出ている。市としては、国が示します研修の内容を見た上で、北九州市としてどういう内容にしていくのかについて検討したいと考えている。</p> <p>それから、整理 No.5、指導員の専門性をどのように考えているのか。「東京都などでは公立公営・正規職員の待遇である」という質問である。現在、北九州市では低学年児童と高学年児童の見守り・指導を合わせて、指導員が行っている。あるいは、クラブを利用する障害のある子どもも増えてきている。こう</p>

会 議 録

いうことを考え合わせると、指導員には非常に高い専門性が求められると、私どもも考えている。このたび本市では、障害児研修も含めて、指導員の研修には力を入れており、年間10回以上の研修を実施しているところである。また、指導員の処遇については、適宜改善を図ってきたが、今後とも、クラブの質の向上と併せまして、検討していきたいと考えている。

それから、整理No.6、どのような形で放課後児童ヘルパーを募集するのか。1つのクラブに何名くらい配置するのかというご質問である。この放課後児童ヘルパーについては、放課後児童クラブの円滑な運営にあたっては、やはり、地域の見守りとか支援とかいったことが欠かせない。それで、地域に住んでいる方で、クラブの行事等に積極的に関わっていただける方を増やしたいという観点から、この放課後児童ヘルパーの活用を促進したいと考えている。指導員のように、毎日子どもたちの世話をするというのではなくて、クラブの行事等の際に支援をしていただく、地域の支援者、応援者、そういった方を増やしていければと考えているところである。各クラブが地域のネットワーク等を活用して、それぞれの道に秀でた人物、人材を見つけ、1人でも多くの支援者を確保していただければと考えている。

それから、整理No.7、放課後児童ヘルパーは有償か。あるいは、市が報酬額を示して、市が支給するのか。現在行われている放課後児童クラブ等活動支援事業との関係はどうなるのか、という質問である。放課後児童ヘルパーの位置付けについては、説明したとおりであり、基本的にはボランティアとして協力していただくことを想定している。もし、何らかの報償が必要な場合には、クラブのほうで対応していただきたいと考えている。なお、現在行っている放課後児童クラブ等活動支援事業は、あらかじめ登録しているスポーツとか文化活動等の指導者をクラブに派遣して、子どもたちの望ましい人間形成を図るということを目的とした事業である。一方、放課後児童ヘルパーについては、先ほど説明したとおり、地域の支援者を増やして、地域とクラブとの連携を図るといったところに主眼を置いた取り組みであるということである。

それから、整理No.8、夏の教室（地域版）はどのようなイメージで行うのか。誰が責任を持ってやるのか。あるいは、保護者が求めていることなのか、という質問である。現在でも、クラブによっては、例えば、夏休み等の期間中に、中学校の陸上部とか、地域のスポーツ推進員の協力を得ながら、駅伝大会を開催したり、あるいは、環境学習サポーターの指導で環境学習に取り組んだりしている所もある。このような取り組みの成果として、子どもたちが地域の人たちに積極的にあいさつをするようになったとか、高学年児童が低学年児童の面倒をよく見るようになったといったような成果が報告されている。私どもとしては、子どもたちの社会性とか、学習習慣などを培う観点から、各クラブが特色を生かしたこのような活動に取り組んでいただければと考えているところである。

会 議 録

会長	それでは、質疑に入る。2人の委員から出ていた意見・質問について何かあるか。
委員	<p>まず、意見書の中の整理番号 137 番の補足をする。校長が代われれば学校が変わるというふうに、私たちもここ十数年、体験をさせていただいたが、やはり、十数年前と今の子どもたちは、教育相談を受ける数が倍以上になり、担任の先生も、やはり、授業妨害や理解度が少ない子どもに対して、なかなか行き届いてないというのが現状のようである。</p> <p>そのようにして、先生方の話も一応伺うが、本当に肝心な情報が全く入ってこない。これは子どもの守秘義務だから、という言葉に、私たちが常にかかりとしている現状である。「つばさ」の研修会に参加したときに、子どもの現状、今はこうだが、何十年か後は本当に1人で生活しないといけない。そんなときに、私たちはこのままでいいのだろうか。今できること、勉強ができなければ教えたらいいとかではなくて、自閉症の子どもは雑音が気になる、そういえばこういうものがある、とかいうことを本当に教えていただいた。私たちは、学校やカウンセラーの方とも、いろいろな面で交流を持って、常に子どもたちの事を一番に考えていきたいというのが本音である。</p> <p>次に、グレーゾーンという話であるが、認定のある子どもには加配が付けられる。私たちの児童クラブは登録児童数が 260 人であるが、少なくとも日に 100 名近い子どもが来ている。指導員が常に8名いる。私が園長先生のような代わりで全体を見回しているが、特別支援に行かないといけない子ども数人来ているが、小学校のほうに特別支援がない。それで、学童を変わりたくないから学校も変わりたくないという保護者もいるが、特別支援を今申し込んでいるようである。そういう子どもはいいが、教育相談を受けて、どっちともつかないお子さんも本当に多い。それで、さらにまだ指導員が欲しいというのが本音である。そういうこともお願いしたい。</p> <p>それから、139 番は、私どもは、地域に永犬丸中学校と北筑高校に東筑高校、八幡南高校や、私立の自由ヶ丘とか希望ヶ丘とか、たくさん高校がある。小学校の卒業生がふらっと遊びに来た時に、その子どもが部活をやっていて、「運動会で子どもたちが走る手伝いをしたい」ということから、陸上教室に発展したり、小学校の運動会でほとんど学童の子がリレーの選手になったりとか。これを児童クラブの研究発表で私も発表したが、年輩の方よりも、子どもは年齢が近い方のほうが、子どもたちもとても素直に話を聞く。学童の子どもたちにとって、こんなお兄さん、お姉さんになりたいという願望も強い。もう大学を卒業する、うちの小学校の卒業生のことであるが、高校の時からギター部に入っていたので、子どもの前でギターの演奏をしたいということがきっかけとなり、児童クラブに来てくれるようになり、子どもと接しているうちに、小学校の先生になりたいと。それで、今年、小学校教諭の採用試験に通ったこ</p>

会 議 録

専門委員	<p>となど、今まで6名近い子どもたちが、そういうことで地域から学童を通して出ている。そこでは、学童の子どもも、卒業した子どもも共に学び合って成長しているということが立証できていると思う。</p> <p>そういったことも含めて、児童クラブは、昔はただ預かるだけで、ただお迎えが来るまで預かっていけばいいということだったが、もう全く違う。宿題ができれば、私たちが教材を作って、子どもたちに教えたりしている。時計とか、数の成り立ちとか、全部手作りの教材を作って、それで、私たちがしたこと、また保護者にも、その教材をあげる。そして、家で家庭学習をしないと、学校の勉強についていけない子どももたくさんいる。今は、それで私たちと一緒に学んで、お母さんたちも頼りにしていただいているが、なかなかそれも全てに行きわたるほどではない。学童保育に限らず、いろいろな面で大変だと思うが、私は学童の指導員になったということで、小学校との連携の薄さというか、そういう、子どもたちについて、もっと深く関わって、話していきたいと思う。</p> <p>私は、北九州市学童保育連絡協議会の方とたくさん話をし、今、委員の発言であったように、かなり学童クラブが困難な状況を抱えているという話を聞いており、このような意見書や質問を出させていただいた。</p> <p>まとめると、やはり、国の基準は40人となっている。先ほどの報告書の概要の1番と2番は従うべきであるが、あとは市町村で決めるということなので、これは国が出している基準をぜひ守っていただきたいということ。それから、専門性のことについては、社会性と、それから、家庭に対してのアプローチもあるので、かなり厳しく、かなり専門性が要求されるにもかかわらず、「ここはボランティアで補いなさい」というようなイメージがとても強いなというふうに思ったこと。それから、全児童になったことで、高学年になると、もうちょっとイメージは置かしていただいても、高学年の子どもは扱いにくいというか、ジュニアリーダーになりたいというような積極的な子どもはいいが、やはりそこが居場所になっていて、本当にそこにしか自分の居場所がないような子どもに関して、ジュニアリーダープログラムを押し付けても、それがいい方向になるのかなというふうにも考えた。</p> <p>ジュニアリーダーとか放課後ヘルパーとか夏の研修などは、健康プランの中にも入っているが、委託説明会の時にも、その説明が詳しくはなかったと伺っている。これが本当にいいことであれば、もっと発展して行って、つながっていくと思うのであるが、そこら辺が、不安がたくさんあったので、意見と質問として出させていただいた。</p> <p>【閉会】16:30</p>
------	---